

# 令和5年度

## 第1回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和5年4月21日（金）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 土肥 彰浩 事務局次長 藤本 弘子  
主事 西角 洋人 主事 川邊 錬
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹  
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫  
9)太田 隆之 10)森本 善明 12)岩崎 一彦 13)臼井 正  
14)中山 喜作 15)岸本 光  
(7)西嶋 芳幸 (8)神田 俊平 (9)藤川 和義
5. 議事録署名委員 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
6. 現地確認 13)臼井 正 14)中山 喜作
7. 会議に附したる議案等
  - 1) 開 会
  - 2) 会長挨拶
  - 3) 議事録署名委員の指名
  - 4) 議 事

第1号議案	農地法第3条の規定による許可について	7件
第2号議案	農地法第4条の規定による許可について	1件
第3号議案	農地法第5条の規定による許可について	7件
第4号議案	非農地証明願いの申請について	8件
第5号議案	農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による確認について	1件
第6号議案	農地利用集積計画の決定について	50件
  - 5) 報 告

報告第1号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	1件
報告第2号	農地の貸借の合意解約通知について	5件
  - 6) 協 議

協議第1号	令和5年度最適化活動の目標の設定等について	1件
協議第2号	事務の委任の一部解消の協議について	1件
  - 7) その他
  - 8) 閉 会

<p>局 長</p>	<p>ただいまから、令和5年度第1回加東市農業委員会総会4月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名の内、14名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。</p> <p>なお、11番 山本委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、西嶋委員、神田委員、藤川委員でございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>～会長挨拶～</p>
<p>議 長</p>	<p>それではただいまから、令和5年度第1回総会4月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の現地調査をしていただきました、臼井委員さん、中山委員さん、西嶋推進委員さん、神田推進委員さん、藤川推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に12番の岩崎委員さんと13番の臼井委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日の議案に、協議事項を2件追加しておりますので、これについても審議をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>～第1号議案を朗読～</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、内容説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号1 資料P1に申請地、譲受人耕作地位置図をつけております。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続されましたが遠方で耕作できないため、隣接地を耕作している譲受人に無償譲渡を申し入れされ、話がまとまったので申請されました。譲受人は必要な農業機械等を所有しており、農地を適正に管理されています。</p> <p>番号2 資料P2に申請地、譲受人耕作地位置図をつけております。</p> <p>譲渡人は、農地を相続されましたが高齢で後継者もないため、譲受人に全ての農地の譲渡を申し入れされ、話がまとまったので申請されました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。</p>

番号3 資料P4に申請地位置図をつけております。

譲渡人は、所有する農地を後継者に譲っていくことにし、贈与を申請されました。譲渡人と譲受人は同一世帯の家族で、現在も共同で農地を管理されています。

番号4 資料P5に申請地、P6に営農計画書をつけております。

譲渡人は、宅地と農地を相続されましたが、別の場所に在住で管理できないため、譲受人に売却することになり、申請されました。申請地は宅地の南側にあり、自家用の季節野菜を栽培するということです。

番号5 資料P7～8に申請地、譲受人耕作地位置図をつけております。

申請地は、譲受人の自宅の裏にあって耕作に便利のため、譲渡人に申し入れされたところ、贈与することで話がまとまったので申請されました。なお、取得後、申請地の一部に農業用倉庫を設置される予定です。

番号6 資料P9～10に申請地、P11に営農計画書をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが遠方で管理できず、親戚等に管理を頼んでおられましたが、親族間で話し合われた結果、甥にあたる譲受人が名義を譲り受けることになり申請されました。譲受人は現在、〇〇で教員をされていますが、加東市の祖父母宅に下宿していたこともあり、親戚に手伝ってもらって耕作し、定年後は移住も考えているということです。

なお、番号7番につきましては、宅地や家屋とともに農地を売買される予定でしたが、宅地の価格で話がこじれたため、農地の売買も一旦白紙になり、取下げになりました。

以上6件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第1号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから、審議を行いますが、何か意見はありませんか。

委 員

今回、面積要件が撤廃されて、4番や6番のように耕作面積0㎡で申請が出てきているのですが、0㎡から農業の充実を図るという理由はないと思います。市民農園のような形だと思います。逆にそのように言ってもらった方が理由としては納得しやすいです。そし

	て、通作距離が遠いですね。
事務局	<p>これからは、譲受理由は具体的に入力するようにします。</p> <p>〇〇さんは、家も一緒に購入して引っ越してこられる予定です。</p> <p>〇〇さんは確かに遠方にご在住ですが、集落内に祖父母の空き家もあり、加東市内に親族もいらっしゃるということで、〇〇の農会などとは話がまとまっているようです。</p>
委員	<p>心配しているのは、許可後に管理が悪くてもめないかということです。またご指導くださればと思います。</p>
事務局	<p>資料のP11に営農計画書をつけておりまして、これを許可後に農会長に送付します。事前に農会長さんともお話してくださいと伝えられているので、今後地域農業に協力していただくという前提で申請していただいています。</p>
議長	<p>他には、ございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議長	<p>はい、全員挙手にて、第1号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第2号議案を朗読～</p>
議長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。</p>
現地調査委員	<p>番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は農地でありました。以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>続いて内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1 資料P15に位置図、P16に計画図をつけております。</p>

	<p>申請地は〇〇にあり、〇〇が築50年以上経過して老朽化しており、駐車場も不足していることから、建替え移転用地として転用したいという申請です。申請地は、令和5年2月に農業振興地域の農用地から除外されており、東播用水は決済済みです。農地区分は第1種ですが、転用目的が例外的許可事由の「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に該当すると考えられるため、農地法第4条第6項各号に規定する不許可の場合には該当せず、転用の許可要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第2号議案の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議長	<p>はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第3号議案を朗読～</p>
議長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。</p>
現地調査委員	<p>番号1,2の〇〇は、〇〇にあり、現場は休耕地でありました。  番号3の〇〇は、〇〇にあり、現場は原野でありました。  番号4の〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。  番号5の〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。  番号6の〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。  番号7の〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。  以上、報告終わります。</p>
議長	<p>続いて、内容説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 1, 2 は関連していますので一括してご説明いたします。資料 P17 に位置図、P18 に計画平面図をつけております。</p> <p>譲受人は、〇〇で、〇〇を閉鎖して〇〇に統合するため、従業員用の住宅が必要となり、申請されました。申請地は、〇〇にあり、農業振興地域の農用地外で、東播土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号 3 資料 P20 に位置図、P21 に計画平面図をつけております。</p> <p>譲受人は、産業廃棄物収集運搬業を主とする法人で、〇〇に支店を持っています。県下の建設現場から出た資材やリサイクル品を置いている〇〇が手狭になり、インターに近く〇〇とのアクセスの良い場所を探したところ、譲渡人と話がまとまったので申請されました。申請地は県道と山林の間の狭小な農地で、第 2 種農地に該当し、農業振興地域の区域外にあり、東播土地改良区は決済済みです。なお、全体の計画は、周辺の山林部分も含め約 5 千㎡の敷地面積となっています。</p> <p>番号 4 資料 P22 に位置図、P23 に計画平面図をつけております。</p> <p>譲受人は、両親と同居していますが、家族が増えて手狭になることから、実家の前の農地を親から贈与を受け、家を建てたいという申請です。申請地は集落に近接する第 2 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で東播土地改良区は受益地外です。</p> <p>番号 5 資料 P24 に位置図、P25 に計画平面図をつけております。</p> <p>譲受人は〇〇住まいですが、家族も増え、親も高齢になってきたことから、地元に戻るため、親から実家のそばの農地の贈与を受けて分家住宅を建てたいという申請です。申請地は第 1 種農地ですが、分家住宅は「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」として例外的許可事由に該当します。また、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。</p> <p>番号 6 資料 P26 に位置図、P27 に計画平面図をつけております。</p> <p>申請人は、再生可能エネルギーによる発電事業を行う法人で、〇〇周辺で発電事業をしており、規模拡大のため〇〇で事業用地を探したところ、申請地の所有者や自治会と合意ができたため、申請されました。なお、申請地の内、〇〇については、〇〇を、進入路として使用されます。申請地は山の中腹にある圃場整備されていない小規模な第 2 種農地で、農業振興地域の農用地外で、土地改良区の受益地外です。</p> <p>番号 7 資料 P28 に位置図、P29 に計画平面図をつけております。</p> <p>申請人は、現在、実家の離れに家族 5 人で住んでいますが、手狭なため、父所有の農地を借りて分家住宅を建てたいという申請です。申請地は、宅地や工場に囲まれた位置にある第 3 種農地で、農業振興地</p>
-----	--

	<p>域の農用地外で、東播用水は決済済みです。なお、申請地の一部には父が農機具庫を設置しており、また、一部は道路敷になっているため、農機具庫は父から農業用施設の届出が出される予定です。道路部分は市に寄附されます。</p> <p>以上7件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。以上で、第3号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第4号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第4号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。</p>
現地調査委員	<p>番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>番号2の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>番号3の〇〇は、〇〇にあり、現場は駐車場でありました。</p> <p>番号4の〇〇は、〇〇にあり、現場は原野でありました。</p> <p>番号5の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>番号6の〇〇は、〇〇にあり、現場は山林でありました。</p> <p>番号7の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号8の〇〇は、〇〇にあり、現場は、学校用地でありました。</p> <p>以上、報告終わります。</p>

議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1 資料P30に位置図、P31に現況写真をつけております。  申請地は、昭和48年頃にプラスチック成型の工場を建てて、廃業後は倉庫として使っておられます。当時、建築確認許可をとっているため、地目変更も済んでいるかと思っていたところ、今回、駐車場の整備にあたって申請地の地目が農地のままと判り、登記地目と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号2 資料P32に位置図、P33に現況写真をつけております。  申請地には、昭和30年頃から住宅が建っていましたが、昨年、火事で焼失し、建て替えるにあたって地目が農地であると判り、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。</p> <p>番号3 資料P17に位置図、P19に現況写真をつけております。  申請地は、先ほど第3号議案の2番の申請地の隣でもあります。平成8年頃から駐車場になっており、このたび売買の話になって登記地目が田のままであると判り、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の区域外で、土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号4 資料P34に位置図、P35に現況写真をつけております。  申請地は、昭和52年頃、圃場整備により〇〇が付け替えられた際の残地で、このたび相続されて登記地目が田であることが判り、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号5 資料P2に位置図、P3に現況写真をつけております。  申請地は、昭和50年頃から農業倉庫が建っており、このたび農地法第3条の申請にあたって底地が田であることが判り、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号6 資料P10に位置図、P12に現況写真をつけております。  申請地は、さきほど第1号議案の6番で審議いただいた件と同じ所有者で、相続された時点で既に山林、原野化しており、令和元年と令和4年の農地パトロールで農地への復元困難と判定した農地で、今回、他の農地を親族に贈与するに併せて非農地申請されました。農業振興地域の農用地外又は区域外で、土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号7 資料P36に位置図、P37に現況写真をつけております。</p>

	<p>申請地は、昭和 51 年頃の圃場整備で、換地計画の都合により宅地に付けて処分された土地で、相続にあたって登記地目が田であることが判り、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。</p> <p>番号 8 資料 P38 に位置図、P39 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、平成 2 年に〇〇の進入路となり、現在は〇〇となっています。学校用地の底地整理にあたり、登記地目が田であることが判り、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の区域外で、土地改良区は決済済みです。</p> <p>以上 8 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。以上で、第 4 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。</p>
委 員	<p>8 番は市が取得したのであれば許可不要なのではないですか。</p>
事務局	<p>県や国の場合は許可不要ですが、市の取得は許可が必要です。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 4 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて、第 4 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第 5 号議案「農地法施行規則第 29 条 (200㎡未満) の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 5 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。</p>

現地調査委員	1 番の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。以上、報告終わります。
議 長	それでは、内容説明をお願いします。
事務局	番号 1 資料 P40 に位置図、P41 に現況写真をつけております。 申請地は、申請人宅の入口部分で、井戸があって便利なため、農作業場にしましたが、届出がされていなかったため、今回始末書を付けて届出をされました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。この届出については、「加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が 200 m <sup>2</sup> 未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。以上で、第 5 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 5 号議案「農地法施行規則第 29 条(200 m <sup>2</sup> 未満)の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第 5 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 6 号議案「農地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 6 号議案を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	ご存じのとおり、農業経営基盤強化促進法の改正が 4 月 1 日に施行され、市町村による利用集積計画は廃止されましたが、経過措置により、2 年間、又は、地域計画が定められるまでの間、従前のとおり利用集積計画を定めることができます。また、改正前に公告された利用権設定は、契約期間中は有効です。なお、議案書の法律名に「旧」が漏れておりますので、お手数ですが追記願います。 P11 の 1 番から 4 番までは、賃貸借権の新規設定です。次の 5 番か

	<p>ら、P14の29番までは、賃貸借権の更新です。</p> <p>30番からP15の33番までは、使用貸借権の新規設定です。次の34番から、P17の49番までが、使用貸借権の更新です。</p> <p>P18の50番は、中間管理権の新規設定で、ひょうご農林機構が使用貸借で借り上げて、担い手に貸し付けます。</p> <p>全体が、P10の集計表です。賃貸借権の設定が29件、66筆、99,208㎡、使用貸借権の設定が21件、58筆、53,791㎡で、その内、かっこ書きが中間管理権によるもので1件、2筆、2,936㎡、合計50件、124筆、152,999㎡に利用権が設定され、4月28日に公告される予定です。</p> <p>以上で、第6号議案の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第6号議案「農地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議長	<p>はい、全員挙手にて、第6号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「市街化区域内の農地法第4条の届出について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第1号を朗読～</p>
議長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、資料P42に位置図をつけております。</p> <p>農地を貸倉庫用地にする届出を受理しました。この届出については添付書類等完備していただきましたので、専決処理により、4月11日付で受理通知書を交付しました。以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。</p> <p>続いて、報告第2号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。</p>

事務局	～報告第2号を朗読～
議長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>1番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は自作されます。</p> <p>2～4番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は第1号議案で許可いただいたとおり所有権を移転されます。</p> <p>5番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は第3号議案で承認いただいたとおり転用されます。</p> <p>以上、報告第2号の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>続いて、本日追加された協議事項に入ります。</p> <p>協議第1号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
事務局	<p>P21をご覧ください。（鑑を朗読）</p> <p>農業委員会による最適化活動の目標につきましては、令和4年2月の農林水産省経営局長通知により、毎年度、4月末までに設定、公表し、県知事へ報告することとされています。そこで、先月、改定しました加東市農業委員会の最適化の指針や、加東市の農業基本構想に定められた目標値に基づき、令和5年度の目標案を作成いたしました。</p> <p>P22をご覧ください。現在の状況を記載しています。委員の任期は来年5月14日まで、農業委員15人、推進委員12人です。加東市の総農家数は2,194戸、農業経営体は1,624戸、基幹的農業従事者は1,068人、内、女性が270人、40代以下が35人。これらは2020農業センサスから引用しています。認定農業者が29人、認定新規就農者が4人、法人が21、集落営農組織が26、これらは農政課からの資料です。</p> <p>次のP23からは目標です。耕地面積は田畑合わせて2,810ha。これは「耕地及び作付面積統計」の数字です。合計が合いませんが、切り上げなど、統計上の計算処理によるものです。（1）農地の集積は、現在の集積率が14.9%で、令和9年度末で30%になることを目指し、1年に3%ずつ増加させる計画です。（2）遊休農地の解消について、昨年農地パトロールの結果、令和4年度末で11haでした。解消の目標は、基準が令和3年度と決まっていますので、毎年5分の1の1.8haずつ減らす計画です。次の頁に、新規参入の状況をあげていますが、3年間で4人の認定新規就農者がありまし</p>

	<p>た。新規参入者の目標面積として過去3年間の利用権等の設定面積の平均の1割、14.1haとしています。最後に委員の活動日数ですが、提出いただいた活動記録カードや会議、パトロールなどの実績から月平均8日とさせていただきます。1日は8時間ではなく、1日のうち1回でも30分でも見回りや相談対応などすれば1日としてカウントします。強化月間は、秋の農作業やパトロールに併せて活動いただきたく9～11月としています。</p> <p>新規参入の相談会は、農政課が実施する新規就農者の相談やヒアリングに、地元委員に参加していただいております、7名は今後の見込です。実際にあればその際ご案内いたします。</p> <p>以上、令和5年度の最適化活動の目標の設定等案の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>令和5年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議長	<p>はい、全員挙手にて、協議第1号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>続いて、協議第2号「事務の委任の一部解消の協議について」、事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
事務局	<p>P25の協議第2号をご覧ください。（鑑を朗読）</p> <p>P26に要旨を載せています。1の一部解消の理由に書いているように、地方自治法第180条の2の規定で、市長は事務の一部を委員会に委任することができるようになっており、2の解消する事務のとおり基盤強化法による不動産登記の嘱託登記について、市長から農業委員会に委任されておりました。これは、利用権設定と同じように、市が利用集積計画を公告すれば所有権移転もできたのですが、その際の登記事務が農業委員会に委任されていたわけですが、農地や購入者に要件があり、実際に所有権移転された例は少ないです。このたび、基盤強化法の改正により制度が廃止されて委任も解消となるのですが、一応の手続きとして市長から解消の協議があり、委員会が承諾するという形になります。P27は現在の規則です。第2条の(1)が廃止される事務です。(2)の農業者年金事務は残ります。P28は、市長への回答書案です。以上で、協議第2号の説明とさせ</p>

	<p>ていただきます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。 事務の委任の一部解消の協議については、原案のとおり解消することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて、協議第2号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から何点かご連絡をさせていただきます。</p> <p>農地等貸付希望申出書を2件配布しています。1件が〇〇の〇〇さんという方の〇〇あたりにある農地で、借り受けもしくは購入してくれる方の希望が出ております。2件目は〇〇の〇〇さんの〇〇の農地で、売却希望です。どなたかいらっしゃいましたら事務局のほうへご連絡をお願いいたします。</p> <p>それから、毎度のことなのですが、活動記録カードのご提出の方よろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>～質問なし～</p>
議 長	<p>本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和5年度第1回総会4月定例会を閉会いたします。</p>

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

---

議事録署名委員 岩崎 一彦

---

議事録署名委員 白井 正

---